

第 52 回産業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 27 年 11 月 30 日（月） 16:00～17:58
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 川崎 茂
 - （委 員） 河井啓希、西郷浩
 - （審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、愛知県
 - （調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：中村室長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 工業統計調査の変更について

5 議事録

○川崎部会長 それでは、これから始めさせていただきたいと思います。

本題に入ります前に、少し状況を振り返っておきます。前回の部会では、審議メモに沿って審議いただき、既に「実施時期の変更」「消費税の取扱い」については適当であるという結論となりました。「労働者区分」については、今回申請された変更自体はおおむね適当と判断されましたが、これに関連して、出向・派遣の受入数の扱いなどについては質問があり、今回はその追加説明をお願いすることにしております。

それから「調査事項の削除」のうち 3 項目につきましても、委員から示された疑問点について、今回、詳しい説明をお願いしております。

ということで、本日は前半で前回の宿題への御回答をいただき、それを踏まえて審議を行います。後半では時間が許す限り、今回申請された変更の残りの部分について審議していただきたいと思います。

諮問事項としては、変更事項のほか、前回の答申で示された「今後の課題」への対応状況、オンライン調査の状況の確認もありますが、今日のところは、変更事項まで一通り審議できればと考えております。よろしくお願いたします。

一応今日は 18 時までを予定しておりますが、できるだけ時間内に終わるように努めたいと思います。河井委員が少し早目に御退席と伺っておりますので、御退席の時間が近づきましたら、御意見をまとめてお聞かせいただきたいと思います。お待ちしております。

それでは、本日の配布資料などにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○最上総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 事務局から失礼いたします。

本日お配りしております資料は、議事次第にありますとおり、資料1から資料4、また、参考資料として前回部会の議事概要をお配りしております。

なお、資料1は前回の部会及び部会後に委員の皆様から示された質問事項をまとめたものです。具体的には、資料2により、経済産業省ほか関係機関から個別に回答していただきますので、資料1については個別に説明はいたしません、「事項ごとにどのような質問があったのか」について、一覧なざる際に御参照いただければと思います。

また、メインテーブルの方々には、クリップ止めの資料の下にあります。前回も配布しました調査票について、念のために配布しているほか、調査実施部局からの席上配布資料を配布しております。

大変恐縮ではありますが、席上配布資料につきましては、会議終了後、回収いたしますので、お帰りの際はお席にそのまま置いておいていただくよう、よろしく願いいたします。

そのほかの資料につきましては、適宜、前回の部会でお配りしたのもも使用させていただく予定です。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、前回の部会で出てきた宿題と追加の質問事項につきまして、順次回答をお願いしたいと思います。

では、最初に、今回の変更申請の判断基礎として使われましたWEB調査もしくはヒアリング等について、経済産業省から御回答をお願いします。

では、よろしくお願いします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 それでは、資料2を御覧ください。表紙をめくっていただきまして、1ページ目のタイトルが「WEB調査、ヒアリング全般」というところです。

この「WEB調査、ヒアリング全般」について、バイアスが生じていないかの疑念があるということで、それを払拭できるような資料を提出してほしいという御指摘です。

回答といたしまして、WEBアンケート及びヒアリングについては、予算や時間的な制約や調査実施中の地方公共団体への余波も考慮して、この場合は平成25年国が直接担当する分に絞った実施としております。WEBアンケートでは企業の種別を分け、報告書ヒアリングの場合は産業中分類を考慮するといったことを行って、隔たりが可能な限りないようにしております。

あと、利用者ヒアリングにつきましても、事前に工業統計調査の利用経験の有無を伺って、その上で対象としております。なお、調査員調査分に関しては、別途アンケートや会議において地方公共団体からの情報、意見を聴取しています。

具体的には2ですけれども、WEBアンケートについては実施期間、対象の抽出についてはこちらに書いていますとおりです。また、無記名アンケートのため督促は行っていません。

ん。

3のヒアリングは、報告者側、民間利用者側両者に分けて実施しています。

報告者側につきましては、平成25年国担当対象事業所のうち毎回提出いただいている事業所を対象に、産業中分類別に2社ずつ行っています。

あと、民間利用者側につきましては、工業統計調査を利用した経験を有する民間企業等の関係者、製造業の業界関係者（53者）にお願いしています。

地方公共団体につきましても、アンケートを行うとともに、有志会議と申しまして、希望するところに集まっていただいてディスカッションする、そういった形で意見収集を行っています。

WEB調査については、以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

時間やリソースが限られた中でのできるだけの調査をしたという御報告でしたが、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

順番に一つ一つ検討させていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

河井委員、いかがでしょうか。

○河井委員 私は「疑念」とまでそんなに強い意味で言ったつもりはなかったのですが、前回示された資料と同じ1,530件で、同じものだと思うのですが、前回のまとめ方だと個人が非常に少なく、大きい企業に偏っているのかという印象を受けたわけなのですが、今回の整理の仕方だと、全般的に幅広くとっているのかなという印象を受けてしまうので、プレゼンテーションの仕方ですべて印象が変わってしまうので、こちらの方だったらそんなに問題が出ないのではないかと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。

西郷委員、何かありますか。

○西郷委員 付け加えることは特にありません。どうもありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

こういった調査は、もちろん丁寧にやればきりがなくできることだとは思いますが、時間や労力の限られた中での設計や実施だと思いますので、その中で、ある程度産業横断的に幅広く意見を集められたものだろうと理解できます。このため、完璧ということはもちろんあり得ませんが、一定の努力をされて、そういったものができたと理解しております。

では、この件はそういう前提で、この結果を受けとめるということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の項目に進みたいと思います。今度は「労働者区分」についてです。これは、今回の変更事項ということではありませんが、前回の審議の中で、出向・派遣受入者数の把握の範囲、それから労働生産性の分析において、臨時労働者の数をどう扱うのかということで質問がありました。この点に関しまして、御回答をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 では、事務局から失礼いたします。資料が幾つかあるのですけれども、事務局が作成したもののから、①の関係を御説明します。

今、御覧いただいている資料の2ページの①の回答で「別紙」となっておりますが、4ページに事務局で作成した資料があります。横表です。そちらを御覧いただければと思います。

前回の部会におきまして、経済センサス-活動調査と工業統計調査における出向と派遣の把握状況について、その違いを分かりやすく図示するという宿題を頂戴いたしましたので、この機会に両調査の労働者区分全体に係る比較図というものを事務局において作成をいたしました。資料は真ん中から左右に分かれておりますが、左側が経済センサス-活動調査、右側が工業統計調査です。第1レベル、第2レベル、第3レベルとありますけれども、これは項番1に書いてありますとおり、労働者区分ガイドラインで設けた区分です。

また、図の中の丸数字、それぞれの区分に「④+⑤」であるとか、「⑥」といったものがありますけれども、それはそれぞれ下の調査票の項目番号に対応しておりますので、御参照いただければと思います。

ここで話しする点としては3点です。

まず1点目としては、第3レベルです。工業統計調査の第3レベルのところを点線でくくっておりますけれども、今回の変更では、この部分について経済センサス-活動調査に合わせるという申請がなされていて、前回の部会で基本的に御理解をいただいたところです。

2点目、第2レベルを御覧いただければと思いますが、労働者区分ガイドラインといたしまして、左側の経済センサス-活動調査にありますとおり、直接雇用の内訳として、常用と臨時を分けるということを基本としているのですけれども、右側の工業統計調査では、臨時労働者について直接雇用の方だけではなくて、1カ月未満の間接雇用、つまり出向・派遣受入も含めた形で把握をされているという状況です。

結果といたしまして、工業統計調査では、直接雇用の臨時の人数が、分からないと同時に、第1レベルの直接雇用あるいは間接雇用それぞれの人数についても、いわば計測できない状況になっているのではないかと思います。それが2点目。

最後に3点目、下に経済センサス-活動調査と工業統計調査の調査票の抽出した部分を付けておりますけれども、それを見比べることで見えてくることがあるのですが、経済センサス-活動調査では、調査票の右側から3つ目の「⑧送出者」を⑦の合計から一括して控除しています。つまり経済センサス-活動調査の①～⑥については、送出者、つまり他の事業所で働いておられる人数も含まれているという状況かと思えます。

一方で、工業統計調査の調査票では、注意書きの（1）で「他企業へ出向派遣している人を除いて記入ください」ということで、初めから送出者の方の数を入れていないという状況ですので、両調査の間で同じ労働者区分であっても、送出者の分、概念上の差異があ

る状況かなと思われるところです。

以上、事実関係として整理をした資料、4ページでした。ありがとうございます。

○川崎部会長 では、経済産業省から御説明をお願いします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 今、御指摘の事項ということだと思うのですが、2ページに戻っていただきまして、産業別の男女別出向・派遣受入者数の推移ということで、2009年～2013年の数字、真ん中に経済センサス-活動調査の数字を入れていますが、それを業種別に時系列に男女別に検出していただいたものです。

以上です。

○川崎部会長 これも前回見せていただいたような気もしますが、この「2011」という斜体で書いているのが経済センサス-活動調査ということですよ。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 そのとおりです。

○川崎部会長 分かりました。

こういったことを踏まえまして、委員の皆様から何か御意見はありますでしょうか。

それでは、私の感想を申し上げてみたいと思います。

経済センサス-活動調査と工業統計調査の間で、本当に微妙な部分での差があるということなのだろうと思うのですが、これで見てもみますと、産業分類ごとに、2011年のところだけ数字が若干動いているのか、これは経済実態として動いているのか、それとも概念の違いで動いているのかということは、ほとんど判定が難しいところかと思いますが、やはり影響はあるのかなという感じがするようにも思います。前回の議論の中では、差が余りないから現状のままではよいのではないかという見方もあり、それに対して、概念上の差があるのであれば、異なる調査の間で概念が異なっているのは望ましくないのではないかという見方もあったかと思えます。

現時点では変更しないで進んでいくという考えもあろうかと思うのですが、やはり経済統計の体系についての大きな考えとしては、経済センサス-活動調査がベンチマークを与えて、それから、その間の各年はこの工業統計調査でつないでいくという流れがあり、その意味では、両統計の概念に整合性があつた方が望ましいということも言えるだろうと思います。そのように考え、この点をもう少し検討していった方がよいのかなという気が私はしております。もしよろしければ、それを踏まえて、両委員の御意見もお聞きできたらと思えますが、いかがでしょうか。

○河井委員 少し難しい問題かなと思うのですが、どちらが良いかということを一つの段階で決めたら良いのか分からないのですが、今、数字の推移を見ると、先ほど委員長からもお話がありましたように、やはり若干の差があるし、これが概念上の差なのかどうかということは、峻別するための情報がまだないわけなのですけれども、概念を本来は経済センサス-活動調査と統一した方が望ましいとは思っています。ただ、そうすると、従来の統計から概念が変わるので、継続性という意味で支障が生じる。どちらを優先するかという議論が、少し整理した方がよいとは思っています。それを整理しない

ことには、どちらを採用すべきとか、あるいは工業統計調査の調査方法を変えるべきかという議論に進まないで、この点はもう少し議論が必要なのではないかと思います。

もう一つ疑問と言いますか、今日配布していただいた資料1の2ページ目の推移を見た時に、経済センサス-活動調査が行われた2011年の数字が若干膨らんでいるというのが、概念上の差かもしれないということなのですから、むしろ調査対象の差というか、経済センサス-活動調査の時には比較的たくさんの方が回答してくれているとかという可能性はないのかというのを少しお伺いしたいのですけれども。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 数字だけの話で申し訳ありませんが、対象事業所数だけ見れば、経済センサス-活動調査の方が多いです。それがこの数字にどれだけ反映されているかということは、直接つながるということは断言はできないのですけれども、ある程度は関係すると思います。

ただ、参考までに申し上げますと、一方で、非常に微妙な差なのですけれども、工業出荷額は工業統計調査を上回っているというのもあって、ですから、項目によってすべからず経済センサス-活動調査の方が上回っているとは確か言えなかったと、これは記憶で申しわけありませんけれども、そのように認識しております。

前回も申し上げましたけれども、経済センサス-活動調査と工業統計調査、両方同じような結果になるように努力して作ってはいますが、いかんせん異なる調査で、かつ両方とも構造統計で、動態統計と違って連続性というものよりも幅広くしっかりととるということを中心している関係で、結果的にどうしてもずれてしまうところがあります。構造統計の場合は、そちらの方を優先していると私は認識しておりますので、そこはやむを得ないところもありますが、いずれにしても、経済センサス-活動調査と工業統計調査は全く同じ方法で調査しているわけではありませんので、当然近くなるように努力はするのですけれども、ある種の限界は同時にあるものだと思っております。

○川崎部会長 西郷委員、何かありますか。

○西郷委員 断定的なことは言えないのですけれども、もし生産性とかそういうことを重視して、労働力に投入された人たちが何人いるのかということをお勘定するのであれば、出向、他企業へ出ている人たちはむしろ除く方が正しいという方向にはなると思うのですね。他方で、事業所や企業の名簿として使う規模や何かを問うということを考えた場合には、他事業者ないしは他企業に行っている人まで含めて勘定するというのが企業の規模や事業所の規模をはかるという意味では正しいような気がするのです。ですから、どちらも正解であるので、どちらかに合わせるのが本当に正しいのかなというのが少しよく分からない状況で、すみません、断定的なことが言えないのですけれども。

これは調査票の項目からして、どちらかがどちらを飲み込むという形にはなっていないですよ。つまり経済センサス-活動調査の方から工業統計調査で調べているような数字を全部出すということもできないし、工業統計調査の方から経済センサス-活動調査で調べて

いる項目は得られないし、そのようにどちらかがどちらかを飲み込むという形にはなっていないという理解でよろしいですね。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 はい。

○西郷委員 分かりました。

○川崎部会長 この件は、確かに微妙なところがあるかとは思いますが、何かありますか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 河井先生のお尋ねもありましたので、1点だけ補足しておきます。

経済センサスをそもそも創設した際には、経済センサス-活動調査の実施年は、製造業の全数を対象に実施する。そして、中間年に単体の工業統計調査として実施される場合には、いわゆる裾切りで調査を実施する。ですから、どちらがベースなのだと言われれば、悉皆の経済センサス-活動調査に軸足を置くと考えの方が妥当なのではないかと考える次第です。

○川崎部会長 今のお話も踏まえて、私なりに考えてみますと、1つは、実は数字は本当に僅かしか差がないということは、これまでの感触から、事実としてあるということかとは思いますが、概念上、どちらにもそれなりの理屈があるということかと思いますが、もう一方で、ベンチマークとしての経済センサス-活動調査とこの工業統計調査との関係を考えてみますと、今、せっかく政府全体の共通のガイドラインで整理していこうという流れの中で、工業統計調査だけ異なる概念を用いるのが良いかどうかという問題があるということかと思えます。

そのように考えますと、工業統計調査は今回、調査時期も含めまして大きな変更もあるわけなので、いずれにしても、数字は調査時点の何らかの変更だけでも起こり得る一種の断層のようなものが起こり得るということを考えますと、この機会に、特段の支障がなければ、工業統計調査のほうをガイドラインに合わせるという変更をしても良いのではないかとというのが私の全般的に持っている感じであります。

ただ、今日の議論をお聞きしますと、いきなり乱暴に右左と決めるのも少し時期尚早なのかなという気もします。よろしければ、やはり大きな方向としては、経済センサス-活動調査を軸とした体系整備の方向で進め、経済センサス-活動調査に沿ったガイドラインに基づいて進めていただくということを目指していただくことが良いと思います。ただ、この場で拙速な整理をするのが良いかどうかという懸念もありますので、この後、引き続き検討をいただいて、調査が実施される平成29年6月までに結論を出していただくという方向でいかがかと思えます。いかがでしょうか。

○西郷委員 経済センサス-活動調査は全数調査なので、そうして見ると、ある事業所ないしは企業といっても良いかもしれませんが、両方とも経験しているということですね。経済センサス-活動調査にも答えているし、工業統計調査にも答えているという事業所があるはずなので、両方のタイプの調査票に記入した経験があるので、概念が微妙に違う

のだというところが、どれぐらい事業所に認識されているかは分からないですけれども、例えば、経済センサス-活動調査の時に「これは書けない」とか「書きにくい」とか、逆に工業統計調査で調査した時に「これが書けない」とか、工業統計調査の方はずっと実施しているので書けないということはないと思いますけれども、両者の記入をお願いしている事業所の方で、何か両者の違いについてコメントというか、苦情というか、問い合わせは特になかったということによろしいですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 調査を行うに当たっての問い合わせとか苦情に関しましては、ない方が珍しいと思っていただいた方がよろしいのではないかと考えております。特に、工業統計調査という調査は、もともとは事業所を対象に調査をしていたもので、事業所に送ることは基本です。一方、経済センサス-活動調査の場合は、企業単位で実施している調査ですので、企業に送ることは基本です。そういう意味で。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 今の説明は少しおかしいのではないですか。抜けの部分もあるけれども、単体事業所の分もあるのではないですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 企業に送って、企業から事業所に送る場合もあるし、企業で全部書く場合もあります。そういうこともあって、経済センサス-活動調査と工業統計調査では、同じ人が書く場合も多いのですけれども、違う人が書く場合もあります。そういうことで、若干の混乱が生じる場合もあったのかと思います。そういったことで、問い合わせとかはあったと考えております。

本件に関して1つ心配していることは、経済センサス-活動調査がまだ今回2回目にして、今回の申請で、臨時雇用者の男女区分をなくしてほしいということをお願いしているわけなのですけれども、その理由は専ら、これも前回申し上げたかと思いますが、臨時雇用者につきましては、男女別の把握というのを、要するに雇用保険が1か月以上を対象としているがために行っていないケースが多くて、そういったことで事業所が把握できないから男女別の区分けをやめてほしいとお願いしているところです。

一方、経済センサス-活動調査は今回2回目、まさに今から始めようとしているところなのですけれども、今後、経済センサス-活動調査の労働者区分が、見直しが行われないうことであれば、その辺は工業統計調査の方も対応しても良いかなとは思っていますが、例えば今回、臨時雇用者の男女区別を経済センサス-活動調査の方で今後も続けていくということがもしあるのであれば、要するに事業者が「分からない」と言っていることについて、それに対応するというのを安易に言って良いかどうかということは躊躇しているところではあります。

少し余計なことを申し上げましたけれども、以上です。

○川崎部会長 男女別の話は、今ここで混ぜると話がややこしいのですが、要するに、御懸念の点は、経済センサス-活動調査がこの後も同じ調査方法でやるかどうかというその安定性について疑念を持っているという個人的な御意見かと思うのですが、そこまでおっし

やるのだったら、経済センサス-活動調査の議論のところで、そこをしっかりとおっしゃるべきだったと思います。このガイドラインも、一応経済産業省も納得されてお決めになったのでしょ。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 労働者区分のガイドラインについては、今回従った上で申請させていただいたつもりではありますが。多分、今回議論にさせていただいていることは、労働者区分に従って、さらにその中でより細かく経済センサス-活動調査に従うべきではないかという指摘だと理解して申し上げているところです。

○川崎部会長 この第2レベルというところまでは確かにそうかもしれません。でも、全体の統計の間の整合性という観点からすれば、定義は極力そろえる方がやはり良いのではないですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 経済センサス-活動調査に関しては、経済産業省も調査実施者であるわけで、その調査実施者が今のような発言をされることはいかがなものなのですかね。確かにこれで全てが今後も変わらないとは申し上げませんが、当然平成28年の調査結果を踏まえた上で、適宜見直しが行われるべきところもあるのでしょうか。そうは言っても平成28年6月の同時実施の調査票については両省で先般諮問をして、それで実施するということで了解も得て、承認も受けているわけですね。そういうお立場というものはいかがなものなのですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 御指摘のとおりです。それが直接の経済センサス-活動調査と工業統計調査の労働者区分を同じにするべきかどうかということは、少し違うのではないかと考えているところではあります。

○川崎部会長 どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 今、議論になっていることをもう一度整理をいたしますと、今回、第3レベルに関しては基本的に合わせるということで良いだろうと。ただ、詳細に労働者区分のとり方を見た時に、経済センサス-活動調査と工業統計調査の間で違いが出てくるということが明らかになった。明らかになった上で、これをそのままにしておくのか、将来的に変えていくのかというところかと思えます。部会長が先ほどおっしゃってくださったとおり、この場で直ちにどちらに合わせるということは恐らく拙速だろうということもありますし、当然ながら経済センサス-活動調査には経済センサス-活動調査の目的、工業統計調査にはそれなりの目的というものがあるでしょうから、時間が必要だろうということだろうと思えます。ですので、この場でどちらに合わせるというわけではありませんが、少なくとも、今、各省の共通認識として言えることは、経済センサス-活動調査を軸として経済統計をまとめていこうといった中で、こういう差異がある。差異を残すのであれば、それを残すという理屈を明確にしないとイケませんし、合わせられるところがあるのであれば、それは合わせていく必要があるだろうということかと思えます。

ですので、種々御意見をいただいているところですが、くどいようですが、もう一度、この場で結論を出すというわけではありませんが、経済センサス-活動調査を経済統計の軸にするということを念頭に置いた時に、平成29年6月が今回諮問している変更の時期になりますので、もしそれまでに改善するところがあれば、それを反映すれば、より良い統計になろうかと思えますし、間に合わないということであれば、またそれは理屈としての整理が必要かなというところではないかなと思えます。

○川崎部会長 私も実はそこはそういうふう思うところですが、なぜこう思うかということなのですが、要は、この微妙な差異が本当に分析上必要なだけの正当化する理由が工業統計調査の側から見てあるのかどうかということは、私はこれまでの御説明を聞いていて、正直言って、それほど納得のいくものもなかったと考えています。微妙な差異だから、どちらでも大丈夫なのだというようなトーンの御説明でもあったと思えますので、そう思うと、経済センサス-活動調査に合わせるという選択肢も、これは統計の整合性という観点からすれば、大いにあり得るだろうと思えます。

そういうことも踏まえて、ここで限られた時間の中で結論を出すというのも難しいかと思えますので、引き続いて検討していただきまして、実施までにはきちんと検討し対応して、また、それが説明できるようにしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

委員の方々、そうさせていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○河井委員 1点だけ。先ほどの西郷先生がおっしゃられた回答する事業所側はどういうふうに認識しているのかという点、我々は分からなくて、経済産業省の実際調査されている方は、もしかしたら御存じであれば教えていただきたいのですけれども。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 すみませんでした。労働者区分そのものについては、私がまだ聞こえていないだけかもしれませんが、特に大きな声は伺ってはいません。ただ、確かに臨時雇用者については「男女区別が難しい」と伺ったと理解しております。

○河井委員 その点だけですか。実際こういうふうに整理していただくと概念が違うのだけれども、その差について何かおかしいのではないかと、そういう議論は全くない。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 はい、それは聞いてはおりません。

○川崎部会長 非常に微妙な違いということで、恐らく回答する側も意識されていなかったり、あるいは利用する側もひょっとしたら意識していないかもしれないぐらいの微妙な差異ということも確かなのですよね。だから、本当に差をつけなければいけないのかどうかということは、私自身はどうも納得がいかないなというところがありますけれども。私ばかりで決めるわけにもいかないのです、是非お気づきのことがありましたら、おっしゃっていただければ。

では、今の時点ではこの件、十分な情報もなく、完全に明快な説明がし切れる状態でもないとは理解しましたので、先ほど来申していますように、拙速な整理をこの場でする

ということではなくて、今後の調査の実施までに十分対応を検討していただいて、また、そこできちんと説明できるような形で回答を出していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○川崎部会長 それでは、この資料の5ページ目の「労働生産性の分析における臨時労働者の扱い」のところの説明をお願いしたいと思います。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 御指摘の枠に書いてあることとして、労働生産性の分析において、臨時労働者を排除する理由を丁寧に説明いただきたい。特に産業によっては、従業者総数に対して臨時労働者の数が多く、労働生産性に全く寄与していないとは言いつらく、常用労働者だけの労働生産性を見ることで、過大に数値が出てしまう恐れがあるのではないかという内容です。

回答といたしましては、労働生産性は「売上高÷(給与の支給を受けた従業者数)」をもって計算することとされ、その際に用いる従業者数は、一般的にその事業所において、実際に生産活動に従事した人数と考えられます。

従いまして、臨時労働者もその生産活動に従事したものであるということで、ケースに加えるという指摘はもっともであると認識しています。

ただ、臨時労働者というのが、常用労働者と異なり、日々の雇用であったり、契約期間が1月未満である、そういったことで、常用労働者のように常に事業所で生産活動に従事しているとは言えない場合が多い。そのほか、労働時間についても短時間である場合が多いということで、常用とは異なる要素が多々あります。そのため、労働生産性を計算するに当たり、単純に人数に加えるのではなく、例えば、1日当たりの就業時間当たり、あるいは月当たりの就業日数など考慮すべき事項があると認識もしています。

確かに短時間労働に関する留意点については、近年の雇用形態の多様化により、臨時労働者の問題だけではなく、常用労働者においても同様の事情があることは認識しております。ただ、工業統計調査において、それに対応するには、勤務時間ごとの従業者数の詳細を求める必要があるなど、調査事項の追加のみならず報告負担の大きな負担につながると考えております。

このような調査上の制約から、工業統計調査における労働生産性の計算では、次善的対応として、常用労働者のみを計算式に反映しているものです。

もちろん、このような状況については、利用者の方々に的確かつ分かりやすく周知する必要があると考えており、公表に当たっては、利用上の注意として情報提供してまいりたいと考えています。

以上のように整理させていただきました。

○川崎部会長 ありがとうございました。

これは、なかなかベストな解決策がない中での常用労働者のみでいくか、それとも臨時も含むかという問題と思いますが、この点につきまして、委員の皆さん、いかがでしょう

か。

私なりの見方で申し上げれば、どちらも結局、労働時間とか労働の実際の投入のフルのデータがない中での対応ということになりますので、何らかの割り切りをせざるを得ないというのも確かだろうと思いますので、きちんと利用者の方々にも情報提供をしながら、この数字を出していくのだということでもありますので、これから本当に何が望ましいのかということ、引き続き考えていかなければいけないことではあるかと思えます。そういう意味では、こういう問題意識を持ちながら、引き続き十分時間をかけて検討していただきたいと思いますが、この場で必ずしもどちらがベストということ、なかなか言いにくいポイントなのかなという気もします。引き続き今後検討していただく課題として残していけたらと思いますが、いかがでしょうか。

(委員首肯)

○川崎部会長 では、時間も限られておりますので、この件は、今申し上げましたような整理で進めさせていただきこととさせていただきます、もしさらに御意見等がありましたら、また戻ることはあり得ますけれども、それで進めさせていただきたいと思えます。

続きまして、次の「臨時雇用者の男女別内訳」という項目です。これは先ほどのお話にもありましたけれども、こちらでお願いしたいと思えます。

経済産業省で御説明をお願いいたします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 「臨時雇用者の男女別内訳」です。

先ほども御紹介させていただきましたが、臨時雇用者の御指摘事項といたしましては、臨時雇用者の男女別内訳の利活用状況について、データを示してほしい。

あと、WEB調査で回答が得られた1,537社のうち「回答が困難」としているものは87社にとどまっており、これを記入困難の根拠とするには無理がある。把握することが困難な理由について、口頭で説明した事項も含めて再整理いただきたい。また、従前把握していた男女別項目を削除することについては、他の統計調査への影響も懸念されることから、内閣府男女共同参画局の意見を聞いてほしいということでした。

順番は前後いたしますが、回答といたしまして、まず、内閣府の担当部局に確認したところ、以下のとおりでした。

そのまま読み上げます。

平成26年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」においては、男女別統計の充実を図ることとされており、基幹統計である工業統計調査においても、同閣議決定に基づき、男女別の把握、表章を継続していただくことが重要。

内閣府男女共同参画局において直近で工業統計調査を利用した実績はないものの、22年12月に閣議決定された「第3次男女共同参画基本計画」においては、男女別等統計の把握・公表だけでなく、男女共同参画に資する高度な分析を可能とするため、統計の二次利用を推進することを掲げている。このような調査分析は、内閣府男女共同参画局のみならず、

政府内の他の政策当局（各省）や学術団体等に広く係る問題でもあり、その観点においても男女別の把握・公表は継続するべきというものです。

参考までに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」「第3次男女共同参画基本計画」で書かれている内容を抜粋させていただきました。

2に移らせていただきます。そういったことを踏まえた回答でもありますが、臨時雇用者数は非正規雇用者数に占める割合も少なく、実際に工業統計の対象事業所で当該項目を記入する事業所も少ない調査項目となっております。当該項目の記入が困難な背景としては、雇用保険加入対象が1か月以上働き続ける予定である者となっており、1か月未満の臨時雇用者について事業所は男女別を分けて把握する必要がないことや、男女別を考慮した採用をしていないことがあります。

7ページに移っていただきまして、3、また、平成22年調査及び24年調査の二次利用の利用状況を申請目的に照らして見ると、それぞれゼロ件となり、臨時雇用者を目的とした利用は見られませんでした。平成26年に実施した利用者へのヒアリングにおいても「使用している」と回答した事例はありませんでした。

このような状況から、臨時雇用者を男女別に把握することは、報告者負担の軽減を考慮して簡素化すべきと考えております。

最後に、参考までですが、臨時雇用者数の調査結果は工業統計の産業編に掲載しています。この統計表は、工業統計の産業に係る調査項目を網羅した統計表で最も利用されている統計表となっておりますが、産業編として一つのファイルで提供しているため、産業編全体のアクセス数は分かるものの、臨時雇用者が掲載されている単表のアクセス数までは把握できていません。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

男女別の件は、まずは男女別共同参画行政の所管部局からは「一定のニーズもあるとも考えられるので把握を継続してほしい」ということが、もう一方で「なかなか記入しにくい」という声もあるということではあるようですが、そういう中での微妙な判断かとは思いますが、いかがでしょうか。

○河井委員 今日の資料の6ページの当該部分の2に「非正規雇用者数に占める割合も少なく、当該項目を記入する事業所も少ない」と書いてあって、そうかなとは思うのですが、できれば具体的にどれぐらいかとかという情報がいただければ、より説得的な材料になると思うので、それをお願いしたいのですけれども。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 例えばですが、平成22年の数字で申し上げますと、甲乙を含めた数字、要するに、4人以上全部で申し上げますと、大体全部で22万事業所ぐらいあるうちの、書いていただいたところは6,000とか、そういった数字ですね。

○河井委員 それは男女別に記入しているということですね。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 臨時雇用者のところの男女別に記入していただいています。

資料4の14ページを御覧いただきますと、失礼しました、先ほどの参考ではありません。こちらは数の割合を示させていただいています。

○河井委員 アンケートになるのですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 こちらは実際の臨時雇用者の非正規雇用者に対する割合です。これは記入していただいた数字を集計した結果となります。

先ほど、22万中6,000と申し上げたことは、実際に記入していただいた事業所の数ですね。

○河井委員 ここに具体的な数字が出てくるわけですね。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 いろいろな数字が交錯して少し分かりづらいので、口頭で説明されるのであれば、「データで説明してください」というオーダーもございましたので、データを示していただきたかったところがあるのですが、先ほどおっしゃった資料4の14ページは、要は「書けない」と言った人がどのくらいかということで、それは本日の今、御説明いただいている資料2の枠書き、質問のところにもありますとおり、全体の5.6%だけが「書けない」と言っていて、これが記入困難の理由になるのですかということだと思いのですね。

今、河井先生がおっしゃったことは、実際に書けないか書けるかということではなく、実際にどれぐらいの記入がされているか、どれぐらい埋まっているか、そういう御質問ということでよろしいのですよね。

○河井委員 それも1つですし、全体の割合も知りたかったので、それは13ページに出ているので、そちらの方は分かったのですが、おっしゃられているとおり、実は書いていないのがどれぐらいいるのかというのが。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 「書いていない」というか、「該当する」という意味で「該当しない」ところは書いていないということになるわけなのですが、要するに、臨時雇用者を雇用していないと解釈されるがために書いていないという。

○河井委員 本当にそうなのですか。いるのだけれども、書けないから書いていないのか、そもそもいないのか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 いない人は全くいないのですが、書いていただいているところは、合計は書けるのだけれども、男女別が書けないということになります。そういうことで、男女別は難しいのだけれども、合計を記入していただいている数ということで申し上げますと、22万事業所数のうち、6,000事業所あるということです。

○川崎部会長 少しそこのところは分かりにくいですので、もう少し分かるような資料でもう一度御説明をいただけますでしょうか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 6ページの2の1行目から2行目にかけて、まず「臨時雇用者は非正規雇用者に占める割合も少なく」というのがあります。この部分については、資料4の14ページの真ん中にあります4.6%、こちらの数字になります。

○最上総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 cの回答ですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 そうです。

○川崎部会長 文章の中にある。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 そうです。文章の中にある数字です。

今度はまた資料2に戻っていただいて、6ページの2の1行目の後半、「実際に工業統計の対象事業所で当該項目を記入する事業所も少ない調査項目となっています」というくだりがあるのですが、その説明が、先ほど申し上げました22万事業所のうち6,000事業所に書いていただいているといったことです。

○川崎部会長 この4.6%と先ほど言われた数字を伺いながら、少し誤解しかかったのですが、これは人数ですよ。事業所数のパーセントではないですよ。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 はい、そうです。

○川崎部会長 だから、その意味では、必ずしも、これが数的に見て答えにくい事業所が割合が高いという立証の数字にはなっていないような印象を私は持ちました。これ自体は、そんなにぴんとこなかったなという感想を私は持ちました。

それから、もう一点は、今日配られた資料の6ページ目の下に「男女別を考慮した採用をしていないことがあります」と一番下の行に書いてあるのですが、これは今、男女別を区分して採用すること自体、どこの企業でも確かだめなはずなので、そういう意味では、ここは臨時雇用だけの問題ではないだろうという気はするので、これ自体は余り説得力がないかなと思いました。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 その前にあります、雇用保険の申請をする時に、1か月以上働いている方は雇用保険の手続をする関係で男女別の把握をする必要があるのですけれども。

○川崎部会長 その点は否定しませんが、後段は特に、本来だったら別に回答上の問題ではないですねということだと思うのですけれども。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 経済産業省としては、経済産業省も加わって閣議決定された公的統計の基本計画であるとか、男女共同参画の基本計画には反対だとおっしゃっているのですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 いいえ、反対ではありません。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 反対ではないけれども、報告書負担軽減のためには削除したいという話ですか。と言いますが、やはり閣議決定という

ものは各省が責任を負って実行していくもの、逆に言えば、「もう良いではないか」と言われれば、基本計画とか閣議決定とか、あらゆる面で成り立たなくなる世界かなと思うのですけれども、そういうふうにお考えなのですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長　いいえ、全くそのような考えはありません。

ただ、このところは、事業所の方で「把握が難しい」と言われているものですので、そういったものをもって統計にすることの、極端なことを言えば信憑性、要するに、精度、そういったところにも影響する話ですので、事業所が把握していない項目を聞くことはやはり無理があるのではないかと思って申請させていただいたところです。

○川崎部会長　どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官　その「書けない」という根拠が前回示された5.6%で、これは小さ過ぎないですかと。これが、例えば「書けない」というのが70とか60とかということであれば、多くの事業所が書けないのだねということになるのかもしれませんが、いただいている情報だと、ウェブ調査の結果で5.6%だけが書けませんということで、要は94.4%は特に問題にしていないということであれば、今回削除されるということで「書けない」「困難だ」「迷惑をかける」「苦勞をかける」ということを理由として挙げられているのであれば、この5.6%が少なくないのですということと、さらには説明されないといけないのではないのかなと。一方で、本日の冒頭でWEB調査とは何たるかということの説明をいただいで、これは産業横断的に、ある程度できる範囲でさまざまな意見を聴取した結果なので大丈夫ですという説明をされているわけですから、その一点に尽きるのではないですか。この5.6というものが少なくないのではないのと、**「少なくないです。それでも困難です」**というところを更に説明される材料が出なければ、委員の方々の御理解を進めることは難しいような気がするのですが。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長　説明が正確にできていなくて申し訳なかったのですが、資料2の6ページの2の1行目の後半「実際に工業統計の対象事業所で当該項目を記入する事業所も少ない」というところを申し上げたかと思えます。22万分の6,000くらいの数字です。そういう割合を考えると、そもそも書かない企業がほとんどであることを考えると、「回答は困難としている」というこの6ページの一番上の5.6%という数字があるのですが、そういった割合になるのも、ある種あり得るのかなと思って、当該項目を記入する事業所も少ないということを上げたところです。

○最上総務省政策統括官（統計基準担当）付主査　今の調査実施者の御説明なのですけれども、この1,537分の87の1,537のうちどれぐらいが臨時雇用者の男女別内訳を書く対象だったのかということをお示ししていただかないと。22万にこのアンケートをとっているわけではありませぬので、22万分の本当に幾つなのだとこのところまで、母集団を含め、全く整理できていない情報になっておりますので、5.6%だから、母集団と照らし合わせて、ほとんど書けていないですという御説明は若干無理があると思えます。先ほど来、よりデ

一タを示してほしいというお話にお応えするのであれば、1,537をより詳しく分析していただかないと、全く回答にならないのではないのでしょうか。いわゆる統計的な、比べるべき数字として意味のないものを出してしまうことになってしまうのではないかなということに危惧がありますので、その点、御認識いただければと思います。

○川崎部会長 男女だけで大分時間もかかっていますが、時間にも制約がありますので、この後また経済産業省から特段反論があるようなら、また次回でも時間を設けることとしますが、今、ジェンダーの問題は社会的にはかなり重視されている問題でもあります。今度の統計委員会では部会の審議結果も報告しなければいけません、そこでは引き続き把握を求める方向で、とりあえず今、引き続き審議中であるということで報告をすることとしたいと思います。よろしいでしょうか。これは部会の立場としてということですが。

では、また何かありましたら、これは引き続き経済産業省から御説明をお願いしたいと思います。

それでは、次の事項に進みたいと思います。

河井先生、これでそろそろお時間も近いようですねけれども、この後まだ幾つか審議事項がありますが、退席される前に、もし特段この点はこのポイントがありましたら、お尋ねしておきたいと思いますが、何かありますでしょうか。

○河井委員 リースの問題と品目別の在庫額、両方とも気にはなっていて、それで、あらかじめ資料を見せていただいて気になったことは、特にリースも気になるのですけれども、品目別の在庫額は別の推計方法を検討しているということは、ほかの省庁から回答されているということなのですけれども、誤差率が非常に大きいかないかと思っていて、その誤差率が13%ぐらいでしたか、これで本当に信頼できると考えて良いのかどうか少しよく分からなかったもので、そこを知りたかったわけなのですけれども。

○川崎部会長 分かりました。では、その点はこれから特に重点を置いて御意見を伺い、また議論していきたいと思います。

○河井委員 申し訳ありません。

(河井委員退席)

○川崎部会長 お忙しいところすみません。ありがとうございました。

それでは、少し中断しましたけれども、また元に戻りまして、次は「リース契約額」に移りたいと思います。

では、リース契約額の説明をよろしくお願いたします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 では、資料2の8ページ「リース契約による契約額及び支払額」。

有形固定資産額及びリース契約高・支払額について、平成19年以前からの時系列を提示してほしいというものです。

回答ですが、平成19年のリース会計基準の変更により、平成20年4月以降に適用される所有権移転外リース取引については、売買取引に係る方法に準じて会計処理をすることと

なり、有形固定資産に計上することとなりました。

一方、平成20年のリーマンショックによる民間設備投資の減少や、生産現場・販売現場の海外移転といった影響により、想定されるようなトレンド、要するに、リース契約額等の減少＋有形固定資産額の増加は顕著に見られないものの、平成19年～20年の推移には若干は確認できると思われるところです。

下の方に、それぞれの数字とグラフを示させていただいているところです。

次に、「有形固定資産」項目と「リース」項目が、製造業におけるリース全体のどの部分を押さえているのか、また、その金額がその程度か整理してほしい（特に有形固定資産に計上されないリースがどの程度あるか、分かりやすく図示して欲しい）と。

工業統計調査におけるリース資産の対象範囲については、下の図のように対応づけることができます。なお、工業統計調査では、有形固定資産内の内訳を把握していないため、金額の程度を記載することは難しいところです。

下の方に、リース会計基準に伴う工業統計調査のリース取引の把握範囲の変化というものがあります。一番左側がいわゆるリースの区分ということになります。ファイナンスリースとオペレーティングリース、さらにファイナンスリースは所有権移転と所有権移転外。所有権移転外については、1年超、1年以内、さらに1年超の中の300万を超えるもの、300万以下に分けています。会計基準変更前につきましては、この上の売買のところ、ファイナンスリースの移転のものが対象になっていました。ただ、会計基準変更後につきましては、所有権移転の売買のものにプラスして、所有権移転外の1年を超えるもので300万を超えるもの、これも売買契約という形になって、有形固定資産に計上されるということになりました。そういった変化です。

では、続いて、10ページ、11ページ目も御説明させていただきます。

削除理由について「記入が困難」という以上は、過去の記入状況についてデータを示してほしい。

どうしても削除しなければならない理由について再整理していただきたいという御指摘です。

回答ですけれども、本項目の把握目的は、そもそもリース全体像の把握のためではなく、今回整理した図のとおり、有形固定資産に関する情報を補足するために補助的に置いているものであり、極めて限られた部分の把握にとどまっております。

また、会計基準の変更により、従前、本項目の対象になっていた「1年以上の所有権移転外のファイナンスリース」のうち、取引額が300万円以上の部分については、「有形固定資産」の対象となり、結果として、本項目の金額は大幅な減少傾向にあります。

その結果、本項目を設けておく必要性は、以前に比べ大きく低減していると言えます。

一方で、リースの全体像の統計整備については、製造業だけでなく、供給側からの把握も含め、産業横断的な対応が必要と考えられるところです。

また、そもそもリース契約は、基本的に企業ベースで契約・管理されることが一般的であり、事業所ベースで個別に把握することに当たっては、調査対象事業所において、本社からリース額の提供を受けて当該事業所分について案分する必要があるなどを理由として負担が大きいという指摘もあります。

従って、本項目の必要性の低減、報告負担の軽減、本項目削除に伴う利活用上の支障を総合的に勘案し、調査の簡素合理化の一環として、本項目を削除したいと考えています。

なお、経済産業省における審査のシステムで異常値等として検出された後に、審査担当者が手作業で補定等のデータ修正をした割合は、ここに書いてあるとおりです。

なお、こちらに平成22年と24年のリース契約額・支払額それぞれの直した割合を書いていますが、場合によっては、調査項目1カ所につき複数回修正があるということも追加で申し上げておきます。

続きまして、11ページに移らせていただきます。

前回の部会において、リース契約額は付加価値算出に使っていないとのことだったが、そもそも工業統計において付加価値は、どのような計算式で算出しているのか。

その算出の際に、経理上は有形固定資産として扱われないリースの金額が加味されていないとすると、付加価値が過大になると思うがいかがかということです。

回答ですが、付加価値の計算は、基本的に「(生産総額)－人件費を除く費用総額」をもって計算することとされておりますが、現状の工業統計調査においては以下の計算式により算定しております。

まず①といたしまして、「生産総額に相当するもの」ということで、こちらに書いてある工業統計の各項目を使って、それを計算しています。

また②、「人件費を除く費用総額に相当するもの」ということで、こちらに書いてある内容で費用を計算しているところです。

その①－②ということで、付加価値を計算しているところですが、2に移っていただきまして、この式で控除している費用額は専ら事業所の生産活動に直接要する費用を念頭に置いており、販売費及び一般管理費など、こちらについては本社で契約されているリース料も含まれておりますが、こういったものは除いていません。

そういうことで、結果的に、基本的な計算式との比較で申し上げれば、本来除外すべき金額を控除し切れていない点では、御指摘のとおりということになります。

しかしながら、販管費などはいわゆる本社で管理・処理されている経費であり、基本的に事業所ベースの調査である本調査で把握することは難しいものです。

それを本調査で把握しようとするならば、調査事項を追加した上で、報告者に本社から情報をもって事業所規模に案分する作業が発生するなど、大きな負担増加を伴うこととなり、対応が非常に難しいものと考えています。

12ページに移っていただきまして、また、先に回答しましたとおり、リース項目で把握する金額はその捕捉範囲も踏まえ、非常に限定的であるため、この結果を付加価値算出の

基礎資料の一つに採用することは適当ではないというのが現時点の判断です。

このような事情から、本調査では、次善的対応として、上記計算式により事業所ベースの付加価値を計算しているものです。

ただ、上記に記載したことは、利活用上重要な留意点であると認識しております。つきましては、御指摘も踏まえ、今後、集計結果の利用上の注意点において、丁寧かつ分かりやすく説明するよう努めてまいりたいと考えています。

なお、経済センサスですが、こちらの方は、企業ベースで集計していますので、付加価値の計算もそのベースで行っているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

委員が33%減少し、残りは西郷委員と私になりましたけれども、いかがでしょうか。

○西郷委員 数字を御用意いただきありがとうございます。確かに平成19年以降リースの額がかなり減ってきていることはよく分かりました。8ページのグラフないしは表を見ると、そういうことは分かります。ただ、減ってきたとはいえ、かなりまだ多いようにも見えるのですけれども、余りこれぐらいの額を把握しても、工業統計調査で必要とされている部分としては重要ではないという整理になるということなのではないでしょうか。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 もともとこの調査項目を設けた理由として、企業の設備、資産としてリースという形の、多分10年ぐらい前だと思えるのですけれども、そういったことも出てきているので、それを把握すべしというのが統計の新中・長期構想で出されたということ踏まえて設けたものなのですが、その後、リースの制度は変わって、所有権移転外のファイナンスリースが有形固定資産に計上されたということで、現在残っているリースの項目というのが、いわゆる非常に小さなものの集まりということになってしまって、本来の目的を外れてしまったところがあって、この数字自体が余り意味をなさなくなってきたのではないかとということで、今回削除をお願いしているというものです。

○川崎部会長 つまり私なりの言葉で言えば、要するに、今まで資産を把握しようというのがもともとの狙いだったのだけれども、資産の部分が既に会計基準の変更によってかなり取り込まれてしまっているんで、その残りの部分が今あるだけなので、そういう意味では、従来ほどの重要度はなくなっているだろうという理解だということですね。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 さようでございます。

○川崎部会長 それはそれで、私なりには理解しました。

1点だけ、ここの表現でよく分からないことは、11ページ目の御説明の中で、一番最後の3のところ、付加価値を出すのだったら、やはり金額は差し引くべきというのを認めながらも、さらに販管費まで事業所規模にまで案分するようなことをやろうと思ったら、そういった調査事項まで入れることになれば大変だから、これはやらないのですというご

説明のようです。私は、販管費までやった方が良いとは一言も言ったことがないので、そこまで書かなくても良いではないかという気が私はするので。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 余計なことを書いて、誠に申し訳ありませんでした。

○川崎部会長 要は、やはり企業である以上は差し引くことは、理論的には正しいということの良いのですよねということをおっしゃりたいだろうと思うので、そういう全体の流れからすれば、論旨は理解したつもりではおります。

それから、そうは言いながらも、いずれにしても近似値である以上はやむを得ないだろう、どちらもありなのだろうということをおっしゃりたいだろうと思うので、そういう全体の流れからすれば、論旨は理解したつもりではおります。

ということであれば、リースの全体像を把握するということが目的でもない、むしろ有形固定資産を把握するという点では、もうかなり実現ができていているということで、リースの全体像については、別の特サビ等でも把握できるだろうということもあろうかと思えますので、そういう意味では特段の問題はないだろうというのがこれまでの議論でないかと思えます。

それから、事業所ベースで把握するという点については限界があって、これは厳密にやろうとするとかなり負担が大きいということで、そういった統計の目的からすれば、大きな支障はないだろうと思えます。ただ、その付加価値のところについては、考え方をきちんと分かりやすく利用者向けに整理して説明する必要があるだろうということが前提かと思えますが、そういう前提においては、この事項の削除については、記入負担の軽減という観点からすれば、やむを得なかつたらうと私は考えます。

そういうことで、御異議がなければ、部会としてはその方向で委員会に報告していきたいと思えます。

では、それで進めさせていただきたいと思えます。

それでは、続きまして、品目別在庫額について、御説明をお願いしたいと思います。

○植松総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室調査官 それでは、お手元に資料を御用意させていただきましたので、資料2の14ページ、15ページを御覧いただければと思います。

私は、産業連関表の取りまとめをしております統計審査官室の植松と申します。よろしくお願ひします。

産業連関表は、10府省庁の共同事業ですので、取りまとめ部局から御説明させていただきます。ポイントを中心に御説明させていただきます。

産業連関表みたいな加工統計につきましては、現状のまずある一次統計で最適なものを使って推計するというのが基本的なコンセプトですので、先ほど河井先生からもありましたけれども、誤差率、なるべく信頼できるものを使っていこうというのが、まず基本的に想定していることです。今回の件につきましては、製造品在庫額ということで、1から3の大きく分けて3通りの推計方法が考えられるということで、既に御案内のとおりですが、

繰り返し述べさせていただきますと、まず品目別製造品在庫額、期末在庫額の差分を経済センサス-活動調査と工業統計調査それぞれから把握したものを引いていくという①の手法。

それから、②につきましては、別統計ですけれども、経済産業省生産動態統計調査で毎月の在庫量をとっておりますので、それに単価を掛けて推計する方法。

③は、①を簡易的にということになりますけれども、経済センサス-活動調査、今回の工業統計調査にも似たような調査事項がありますけれども、年末年初の製造品在庫額、全て引くくめてということになりますけれども、これから品目別の出荷額に比例するという前提で、それぞれ品目別の在庫額を求めていきたいと思います、こういった3つの方法があるということです。

御質問はそれぞれの割合ということでした。経済産業省の担当製造部門は500品目ぐらい全部であるうちの製造業は経済産業省で半分ぐらいを占めておるのですけれども、1から3までの利用率は作成年によってそれぞれ異なるわけですけれども、①が4割、②が2割、③が4割といった状況です。

実際に①と③はどうやっているか、②を選んでいるということはどういう考え方かと申し上げますと、例えば、やはり出荷額、工業統計調査の方はとっておりますので、出荷額とこういった推計による在庫額を比較して、①あるいは③でそれぞれどちらが妥当か。例えば製造品在庫額は品目別になりますと、調査票甲の情報とか、あるいは大規模事業所を中心にした情報ですので、どうしても中小規模の事業所が多いところ等々は、出荷額と在庫額の増減のバランスが悪いということで、③の方法をとったりいたします。

経済産業省生産動態統計調査の手法につきましては、もともと生産額自体が経済産業省生産動態統計調査を使っているものもありますので、それはバランスという意味で②をとったりしていると。それぞれ先ほど最初に申し上げましたけれども、現状のある一次統計の中で最適なものをとっているということで、年によって変わりますけれども、2～4割という状況があります。

従いまして、③という手法は、どちらかということ①がどうしても推計精度上問題があれば、③という手法をとっているということにして、次のページにいかせていただきまして、15ページを御覧いただければと思います。

従いまして、そういった品目別の在庫額ということをご利用させていただいておるところではあります。それで、産業連関表は御承知のとおり、国民経済計算の推計等々にも御利用いただいているところがありますので、可能であればということが把握をお願いしたいところではありますけれども、今回御審議いただいておりますように、本調査事項が非常に難しい状況があるという御主張だと思っております。

というわけで、私どもは、冒頭申し上げましたけれども、ある統計を最適なものを目指すという意味で申し上げますと、ない場合は③という手法を使って、いかに精度を上げて推計していくかということかと思っております。

それから、5番目に書かせていただきましたけれども、経済産業省で別途やられている延長産業連関表につきましては、実は推計資料とかは産業連関表の全国表、各府省で作っているものとほとんど変わりませんので、上記①に準じて推計しているということでした。ただ、延長表の性質上、毎年ですので、経済センサス-活動調査ではなくて工業統計調査を使っている状況を伺っております。

従いまして、今後この御審議を踏まえて、調査事項が削られれば、私どもの産業連関表と同様に、削られた前提で推計するということになるかと思えます。

説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

これを踏まえまして、経済産業省からお願いします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 13ページに一度戻っていただいて、先ほど河井先生もおっしゃっていたのですが、試行的ではありますが、平成25年の品目別在庫額について、実際に調査票に記入された値とこちらでアクティビティベースに直して推計した値を比較したところ、産業連関表の分類と工業統計の細分類が1対1で対応するわけではないのですが、それに一番近い分類である工業統計の分類ベースで集計したところ、その両者の誤差は12%であることが得られところです。

メインテーブルの方におかれましては、席上配布資料として、25ページにわたる資料をお配りさせていただいています。一番表紙に、産業表分類と細分類別に推計を行った結果を書いています。これは表示していることは産業中分類別なのですが、産業細分類別及び小分類別に誤差を集計して、その平均をとったものを1ページ目に記載するという形をとっています。御参考までに、2ページ目以降に、小分類別細分類別にそれぞれ業種別に推計した結果を提示させていただいています。

続きまして、16ページ目を御紹介させていただきます。WEB調査の結果、「在庫は棚卸しが終わらないと数値が出せない」について169件の回答が寄せられているが、これは今回の変更で調査時期を6月1日に変更することで解消すると思われるが、認識が異なるのか。

事業所においては、品目別内訳を合算して合計値を求めていると考えられ、記入困難な理由があるとすれば、内訳の分離が企業で用いているものと調査で使用しているものと一致していないことと思われる。このような認識で正しいか。

ウェブ調査の結果、「帳簿上の品目別の管理項目と異なる」について85件の回答が寄せられているが、これは、引き続き把握する品目別出荷額についても同様の状況であり、在庫額を廃止する理由にならないのではないかと。

削除理由について「記入が困難」という以上は、過去の記入状況についてデータを示してほしい。

また、どうしても削除しなければならない理由について再整理していただきたいというものです。

⑥は次の次のページに書いていますので、まずこちらから御回答させていただきます。

1ですが、調査実施期日を6月1日に変更することで、「棚卸しが終わらないと在庫の数値が出せない」という点が解消されるという御指摘はごもっともであると認識しています。

一方で、6月以降に決算を行う企業については、直近の棚卸値から推定していただく状況は変わらないので、実施日変更の効果はある程度限定されると思っています。

また、品目別在庫というものは、従業者数30人以上を対象とした甲の調査票のみで調査しており、帳簿価格で回答することとしています。甲調査票の対象には複数工場を有する企業が多く含まれているところですが、近年は企業における経理部門の集約化により、工業統計調査の求める事業所単位でなく、企業単位で帳簿を保持している場合が多いと聞いています。

3、また「経理処理上必要な品目別在庫数量については、何らかの形で把握している」ものの、品目別在庫金額の把握は「原価計算制度が整ったある程度以上の規模の企業に限られ、中小企業では帳簿上まとめて記載する場合がある」とも聞いています。

また、品目別製造品在庫については「帳簿上の品目別の管理項目と異なる」ことや「品目が多種のため細かい分類では書けない」、もしくは、品目別に在庫数量を管理していたとしても、工業統計調査の分類は加工状況や用途によって同じ商品であっても異なる分類となるなど、企業で管理している分類と一致していないことから、報告者にとって負担の重い項目となっています。

また、加えて工業統計調査では、自家用倉庫に出荷したものも所有権を有する限り在庫として計上することとしているので、複数工場で同一商品を生産する場合とか、転売仕入商品がある場合は事業所別に記入は困難ともなっています。

また、複数工場を有する企業の企業間取引の場合、工業統計の事業所の在庫概念では製品（完成品）扱いになりますが、実際の企業の帳簿ベースでは、半製品及び仕掛品に計上していることから困難性が高いと考えています。

5、品目別出荷と品目別在庫の異なるところは、出荷は日々出荷し、伝票が事実として残ることから、負担は確かに大きいのですが、物理的に品目別に記入することは可能と考えています、ただ一方で、在庫は棚卸し時からの推定であり、品目別の把握については、もともと事業所というのが帳簿上まとめて記載する場合が多いという点から、より困難性は高いと考えています。

なお、参考までに申し上げますと、品目別出荷額は、中分類以下の産業格付に必須な項目であり、一般利用者、二次利用ともに多数多用途に利用されているところです。

この度の実施期日の変更に伴い、公表時期がおくれることとなりますが、利用者の利便性を考慮し、審査期間の短縮や集計事項の再編を行うことで、公表時期の早期化を実現可能とするものであり、以降、毎年早いサイクルで公表を行いたいと考えています。当該項目は、確報審査及び疑義照会において、報告者はもとより地方公共団体を含め、多大な負

担がかかる項目となっており、廃止する必要があると考えております。

17ページは、以上です。

最後に、18ページ目に移らせていただきます。

品目別在庫は、出荷量と生産量をつなぐ重要な変数であり、在庫変動が分からなければ、出荷量から生産量を計算するのが難しくなると思われるが、いかがかというもので、問題意識としては、生産量の計算が難しくなれば、付加価値や生産性の計算は難しくなると理解しています。

回答ですが、生産量の計算は、基本的に「(出荷総額) + (在庫変動)」をもって計算することとされておりますが、現状の工業統計調査においては、従業者30人以上の事業所分について以下の計算式により算定しています。

(出荷総額に相当するもの)の詳細ということで、製造品出荷額+加工賃収入額。

(在庫変動に相当するもの)の詳細として、(製造品年末在庫額-製造品年初在庫額)+ (半製品及び仕掛品年末価額-半製品及び仕掛品年初価額)、こちらは事業所全体の在庫を年末年初で比較したものというものです。

2に移りますと、上記式では「製造品年初在庫額」「半製品及び仕掛品年末価額」及び「半製品及び仕掛品年初価額」を品目別に把握していないため、工業統計調査では報告値による品目別生産量の算出は行っておりません。

加工統計においては、利用者側で「半製品及び仕掛品年末価額」や「半製品及び仕掛品年初価額」について何らかの推計を行うとともに、品目別出荷額、品目別在庫額などの前年及び当年の報告値を利用することにより算出されていると思われまます。従いまして、品目別製造品在庫の変動が分からなくなれば、「半製品及び仕掛品」と同様に何らかの手法による推計が必要となるため、出荷量から生産量を計算するのが難しくなるということは御指摘のとおりかと思ひます。

しかしながら、実施者といたしましては、上記3の支障を踏まえたとしても、当該項目は確報審査及び疑義照会において、報告者はもとより地方公共団体を含め多大な負担がかかる項目であり、実施時期の変更に伴う公表の早期化等を図るためにも、品目別製造品在庫額を廃止する必要があると考えています。

以上です。

○川崎部会長 詳しい御説明ありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思ひます。いかがでしょうか。

○西郷委員 実施時期を6月1日に変更することの効果は限定的であるという評価が、16ページの回答の1番に書いてあるのですが、棚卸しのタイミングが1年間に一様に行われていれば、多分どこに報告の時期をずらしても効果は限定的であるということは確かにそのとおりだと思ひます。しかしながら、例えば3月末に結構棚卸しをしている企業が多いとか、一時に棚卸しの時期が集中しているような状況があったとすると、調査の実施時期を変更することによって、今まで回答していなかった企業が答えてくれるということはあ

り得るような気がするのです。そうしますと、棚卸しのタイミングということに関して、そこまで考慮しての回答なのかどうかということですが、この質問は、そもそも棚卸しのタイミングとか時期とか、そういうものがどの辺でされているのか、そこまで考えた上での、棚卸しのタイミングについて調査したということがない限りは回答ができないようなものでもあり、この効果が限定的であることの根拠をもう一度お聞かせいただきたいのが1点です。

もう一つは、今度は18ページの一番最後のところになると思うのですがけれども、これはそもそも論というか、工業統計調査が何のために一次統計として必要なのかという大上段から振りかぶったような議論になってしまうのですが、生産性を図るということが工業統計調査のかなり大きな目的であると。そうすると、できれば品目別に生産量が把握できる、そういう手段というか、方法というのが残されているのができれば望ましいと。これは多分望ましいというレベルであれば、誰も反対する方はおられないのではないかと思いますけれども、そうすると、品目別の在庫というものがなくなってしまうと、品目別に生産量をはかるすべは、推計はできるというお話でしたけれども、限定的になるということで、工業統計調査がそもそもはかろうとしているものの精度が相当落ちることになるのではないのかなということに危惧します。なので、確かに記入が難しいということはよく理解したつもりではあるのですが、工業統計調査で生産性を図るのだという基本的な姿勢との整合性というのでしょうか、その辺をどのように考えるのかということも少し疑問に思っているということです。

あと、それに関してなののですが、前回、この記入の状況がどうかということについての質問が出ていたように思うのですが、今回の御説明で何か数字が出ていましたか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 申し訳ありません。記入状況そのものについては、数字を記載する形ではお配りしていません。

○西郷委員 分かりました。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 あと、御指摘いただいた質問について、まず1番目の質問ですけれども、16ページの1にあります、棚卸しが終われば、ある程度把握できるかどうかということに関してなのですが、工業統計調査でもともとまとめている品目別の在庫の把握をしているような形の企業であれば、棚卸しが終わったところで、より実態に近い数字が出せると思います。ですから、それは棚卸しの時期によって調査のタイミングが後ろになることで若干の効果はあるということは事実だと思います。

ただ、ここで少し問題にしていることは、16ページの2、3、4でして、まず、品目別の在庫をそもそも企業が把握する必要がない項目ということもあって、企業は工業統計の品目に合わせて調査をするということをしないうりなかなかできないというものです。それを更に過去に遡って推計しなければいけないということで、もともと企業が把握してい

ない数字を出さなければいけないという点で非常に負担がかかるというところで、今回削除をお願いしているところです。

あと、先ほどおっしゃった生産性の関係ですけれども、先ほどから生産性の定義が議論になっているかと思いますが、18ページに書かれていることは、いわゆる生産量の話ですが、先生がおっしゃった生産性ということで申し上げますと、いわゆる従業者数が事業所に対して、いわゆる品目別に従業者数を分けているわけではありませんで、従業者数は1事業所で1種類の従業者数を聞いている関係がありますので、いわゆる生産性は事業所単位で出す形になります。そういう意味では、いわゆる産業編で格付された項目でこそ生産性を出すことができるということになると思います。

一応18ページのところで、品目別の生産量という点で申し上げますと、こちらの方になりまして、この品目別在庫をなくしたからといって、生産性が出せたのが出せなくなるということではないかと思っております。

○西郷委員 ただ、少なくともアクティビティ、生産活動という面からすると、かなり情報量が落ちてしまうということは間違いがなく、恐らく集計表ではないのですけれども、工業統計調査上は、なかなか今でも匿名データとかそういうものの対象にはなりませんけれども、少なくとも研究者の間では、マイクロデータの使用といった時には、アクティビティというものがとれなくなるというのがかなり大きなマイナス面ということになるのではないかなという感じはいたします。

○川崎部会長 私としては、少なくとも前段の総務省からの御報告によると、産業連関表の推計上はかなり重要な項目であるということ間違いなくと思います。それは、経済産業省も御理解になっていますよね。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 こちらに書いてあるペーパーの範囲では、4割使っていただいている。しかし、見方を変えれば6割捨てられているなという印象もありまして、極めて理想的なことだけ申し上げますと、全部使って良いはずなのですよね。要するに、工業統計調査は対象範囲が広くて、経済産業省生産動態統計調査よりも幅広くとれているにもかかわらず、「4割」というのをどう評価するかがあるのですけれども、要するに4割使っていただいているけれども、6割は捨てられてしまっていると。これは多分実際に作業されている産業連関表の担当の方が実感されているのかなとも思うのですが、やはりそういう価値のものかなとは思っています。これは我々が調査をしていながら。

○川崎部会長 100%じゃない以上はゼロが良いのだという整理は少し論理の飛躍ではないでしょうか。今のご意見には非常に違和感を持ちました。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 あとは、産業連関表を実際に作成される時には、30人以上のベースにあわせて集計するわけなのですけれども、実際に統計表に載っているものは、出荷額は4人以上で、在庫は30人以上なのですが、試しに

生産業というのを算定してみたら、1品目だけだったのですけれども、生産量がマイナスになってしまいました。多分、そういうものは真っ先に産業連関表の担当の方が別の方法に変えたと思うのですけれども、そういった点で、統計の精度が非常に自信を持ってない項目であると。それはひとえに、企業が本来把握していない項目を書いていたことによるものかなと思っていて、そういったところからこの項目を続けていくことは難しいのではないかと、今回お願いさせていただいた次第です。

○川崎部会長 おっしゃっていることは、4割、今、産業連関表で使っているのも、本当は望ましくないという意味なのですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 望ましくないかどうかということは、多分産業連関表の担当で判断していただいた結果だとは思いますが、6割捨てられてしまっているところを考えると、その4割というのも、統計を作っておいてこういうことは申しわけないのですけれども、自信を持って提供できるものではないのではないかと懸念はしているということが正直なところではあります。

○川崎部会長 どうぞ。

○植松総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室調査官 4割・2割・4割というところで、6割捨てているのではないかと御指摘なのですけれども、繰り返しではありますけれども、私どもは一次統計が今、工業統計調査だったりとか経済産業省生産動態統計調査だったりとかいろいろある中で、いろいろと組み合わせて推計しているという実情がありまして、やはりデータが現実的になくなってくるということは、では残りの6割の部分は使っていないから良いだろうと、そこまで言われると厳しいなという御指摘でして、繰り返しではありますけれども、我々は一次統計が、例えばこういう調査事項をなくせば別な推計手段をとらざるを得ないという実情もありますので、そこはある意味、やむを得ない部分はあると思うのですけれども、やはりデータ自体がなくなって、それがほかの手段もとれないというのを聞きますと、厳しいなということですので、推計資料の話だけしていただくと、やはりなくなるということは厳しい作業が想定されると考えております。

○川崎部会長 今の経済産業省からの御説明は、前からそもそも使えないぐらいのものだったとおっしゃっているとしか聞こえないのですね。それは、私はなかなか納得がいかないなと思いました。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 念のため確認をさせていただきたいのですけれども、在庫のところ、品目別に管理をしていないという話が頻繁に出てくるのですけれども、通常の製造業の、私も全て分かっているわけではありませんが、在庫管理をしないということはあるののだろうかという素朴な疑問が少しありまして、在庫管理もせずに、物を生産したりとかというのがあり得るのか。それは行っているのだけれども、帳簿上は書いていないということなのか。行っていないという中身がよく分か

らないというのと、そもそも在庫管理というものは、中小企業であってもやらないといけないのではないかなというのがまず1つあります。

あともう一つは、この調査は甲調査票のみで調査をしていて、中小企業では帳簿上まとめて記載する方法があるということなのですけれども、甲調査票の対象である従業者数30人以上の事業所と、中小企業の定義が必ずしも一致していない気もするのですけれども、甲調査票の対象である従業者数30人以上の事業所のうち、御説明のあった中小企業がどれぐらい含まれているのかとか、そういったことももし分かるのであれば、教えていただければと思います。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 従業者数30人以上というのは、あくまでも従業者別の単位ですので、中小企業がどれだけ入っているか、要するに、中小企業の定義は300人以上ですから、申しわけありませんけれども、そのベースでは申し上げることはできないです。

あと、在庫管理をしているかどうかという点につきましては、事業所の合計金額という点では、定期的ではあるとは思いますが、在庫管理をしていると思います。これは、その工業統計調査の品目に合わせて、かつ、それをこちらが指定する記述で出してくださいといった時に非常に困難性が生じるという理解ということです。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 重ねての質問で恐縮なのですが、今の御説明だと、在庫の合計額は何らかの形でとれるということですが、当然のことながら、いきなり合計額が出てくるわけではないので、何らかの形で元のデータはあるのではないかと思います。それを工業統計調査の品目ベースを組み替えるのが難しいのか。データはあるのだけれども、工業統計調査の品目に組み替えるのが大変だから報告者側からこの調査事項は勘弁してくれという御説明だと理解すればよろしいのでしょうか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 要するに、報告者側が行っている品目の整理の仕方と工業統計調査における品目の整理の仕方が異なるということは言われております。

○川崎部会長 もう一点、先ほど退席された河井委員がおっしゃっていた点で、この説明資料の13ページに工業統計の細分類ベースでの誤差は12%であるという数字があったけれども、これについて、実は業種ごとに見ると結構平均どころか全体で見ると、かなりばらつきもあるということも観察されるわけですが、このあたりは、経済産業省としてどういうふうに評価されていますかね。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 いろいろな方の評価が必要かと思うのですが、多分ここにいらっしゃる方の評価はそんなに良い数字ではないと思われているのではないかと考えております。ただ、そこはいろいろ考え方があるのですけれども、それはあくまでも品目別の在庫の数字が極めて正確だというのが当然前提にあるというのを頭に置いていただきたいというのと、あとは先ほど産業連関担当から御紹介があったと思うのですが、実際に使われているものは4割ということ、そういっ

たことも頭に置いていただけたら大変ありがたいと思っているということ。

あと、産業連関表全体の中の在庫の割合なのですけれども、産業連関表の各項目は、在庫以外は年間の算出額があるのですけれども、在庫の場合は、前年同月のフローですので、その割合は非常に小さくて、1%未満の数字であるということ、そういったことも考慮した上で見ていただければありがたいなと思っております。

○最上総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 事務局から1点、補足いたしますと、前回の部会において、経済産業省から紹介がありました誤差の平均3%、こちらの詳細な資料を当方で確認させていただいた結果として、今回、3%が間違いで12%に訂正することとも併せて御紹介させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○川崎部会長 いずれにしても、12%の誤差は、現在の在庫の数字がそもそもどれだけ頼りになるのかということは、もちろんあるかもしれませんが、少し誤差としては大きいなということが、私は率直に言って感じるころではあるので、先ほどの「4割しか使っていない」という御意見もありますけれども、これはやはり影響は大きいのではないのでしょうか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 もう一点申し上げさせていただきたいと思いますが、この12%というものは、産業細分類ベースのそれぞれの誤差の平均であって、産業連関表を最終的に作って、その後合計値という点で言うと、それはゼロになりますので、その辺だけは。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 今、4割とかいう話がありますが、あくまで数字が分かり、比較考量した結果として4割採用しているということだと思います。6割使っていないということは事実関係として誤った認識だと思われそうです。データがなければ、そもそも比較のしようもない。いろいろなデータを比較した上で、最終的に4割だったということだろうと思うので、そもそも数字がなくなるということの間には、やはり差があるのではないかなという気はいたします。○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すみません、1点お伺いしたいのですけれども、報告者の方の負担を考えてということは理解できるのですが、その中で、現在の品目ではなかなか対応し切れないという実情と違う、だから書きにくい、だから負担軽減を図ってほしいという御趣旨で説明があったかと思うのですが、そうであれば、実情に合った品目分類にまず改善を図る、そういう検討をされた上で、それでは、使えないから、なら、やはりとることは難しいのですかねという段階的な話であれば、まだ理解ができるのですけれども、品目が実情と合わない、ああそうですか、それならもうとるのやめますと、妙に短絡的なところがあるという感じがするのですけれども、そのあたりはいかがなのですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 品目分類というのが日本標準産業分類に沿って作っていますので、当方としてはそれに従わなければならない立場ですので、それに準拠しなくて良いかどうかという判断が別途必要になってしまうのではないかと考えていますし、あと、恐らくなののですけれども、企業によって、品目の定義が全

然違うと思いますので、それを統一しなければいけないとなると、やはりどうしても統一されたものに対応できない方が多いのではないかとも思っています。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 細分類ベースまでいくと、それは適宜組み替えても、産業分類を絶対原則的に使わないといけないことは大分類といった大きな分類の話で、細分類ベースとかになってくると、必要に応じて組替えても、従っていると言えるのではないですか。それと、実情が本当に今おっしゃったような実情なのか、そこが何か抜け落ちているような気がしてならないのですね。

○川崎部会長 なかなかこれは難しい問題かと思いますが。

○西郷委員 あと1点良いですか。

○川崎部会長 どうぞ。

○西郷委員 品目が多種で細かい分類では書けないとおっしゃっているのですけれども、これは出荷額でも同じなのではないのですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 ですから、それも説明の中に書いておりますが、出荷の場合は、要するに、個々の出荷先に伝票を作って出荷するという事実がありますので、出荷した伝票を積み上げなければいけないという負担は残るのですけれども、何とか集計できると思っています。要するに、小さなものから積み上げて作るので、できるのではないかと。

一方、在庫は、大きなものから分けていかなければいけないので、難しいと。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それは、先ほどの説明と違うのではないですか。先ほどは、川原の質問に対して、データはあるけれども、品目の組替えができないから難しいという説明を、なされたような気がするのですが。それは違うということですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 そこも企業によって違っておりまして、大きなものしかないところもあれば、先ほど川原さんの御指摘に答えさせていただきますけれども、品目の区分が違う場合があって、そちらについては対応できない。結局、品目の区分が違ってしまえば、結局大きなデータに戻って、またそこから戻るという形になってしまいますので、そういった点では同じかと思っています。

○川崎部会長 この件は、委員会の中でもこのポイントについてかなり御意見も出たところですので、本委員会の委員からも恐らく意見が出るかなり重要なポイントだと認識しています。さらに言えば、これも前回の資料で出ていますけれども、この報告書からの指摘事項を見れば、例えば2割、3割とか、半数とかそんなところで困難を訴えているわけではなくて、恐らくこの客体数からすると、1割強なのかなと私は想像します。そうであれば、調査期日の変更もあったりするわけなので、恐らく前よりは問題は減るのではないかと考えられます。今の御説明を聞いて、私は納得はできないと思いました。

再び、西郷委員の御意見をお尋ねしたいと思いますが、何かありますでしょうか。

○西郷委員 何か押し問答しているような感じになってきてしまっているのですけれども、

先ほど申し上げた以上のことを、今の段階では申し上げるだけの準備というか、意見は私にはありません。

○川崎部会長 ほかにもどなたか御発言なさる方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。

それでは、この件だけに余り長時間をかけるわけにもいきませんので、時間の制約もありますので、これまでのポイントを整理すると、1つは、産業連関表での使い方はかなりしっかりと使っている。4割の使用というのが多いか少ないかという議論はありますけれども、作成において重要なインプットデータとなっているということですので、これはまず、ニーズがあることはかなり確かなものだと思います。

2点目は、経済産業省の御回答では、調査時期の変更による効果は限定的ではありますが、調査が、通常、決算の行われる年度末以降に実施されるということもあるので、効果の程度は分からないけれども、一定の改善の効果を期待しても良いのではないかと私は思います。

さらに、前回の経済産業省のお答えの中にも、調査の変更にあたっては、本当に利用ニーズのある項目については、負担があったとしても、やはり調査事項としては残す必要があるのだという認識を述べておられます。

それらのことを考えますと、在庫については、確かに負担があることも否定はしませんけれども、ニーズのあるかなり重要な事項であるという認識は、この部会でも、統計委員会の中でも既に述べられておりますので、これについては、ひとまず委員会への報告としては「引き続き把握を求める方向である」と報告していきたいと思います。この後、もちろん経済産業省から特段の反論があれば、また次回の部会で時間を設けて差し支えないのですが、ひとまず今回の件については、そういうふうに委員会に報告することとさせていただきたいと思います。

西郷委員、そういうことでよろしいでしょうか。

○西郷委員 はい。

○川崎部会長 では、そういうことで進めさせていただきます。

大分時間が経過してまいりましたが、では、予定の6時も近づいてまいりましたので、一応ここで審議を打ち切ることといたします。

この後、特段の御意見がありましたら、また次の委員会で意見を述べていただきたいと思っております。

それでは、今日の審議を振り返ってまいります。「WEB調査」については評価をさせていただきました。一応了承ということです。

その後「労働者区分」につきましては、できるだけ経済センサス-活動調査に沿った整理が望ましいと考えているが、ただ、今すぐの結論を出すことは少し拙速かと思われるので、調査の実施までにきちんと検討、対応していただきたいということ。

それから、「労働生産性」の問題についても、引き続き今後時間をかけて検討していた

だきたいということです。

それから、「臨時雇用者の男女別」については、委員会には、引き続き把握をしていただくことを求める方向で報告したいと思います。今後さらに御意見等がありましたら、次の部会でまた意見を提出していただきたいと思います。

「リース契約」については、削除で適当ということで報告をしたいと思います。

それから、「品目別在庫額」については、先ほど申し上げたとおり、引き続き把握を求めるということで委員会に報告をすることとさせていただきたいと思います。

以上が、本日の議論のまとめです。

それでは、本日は時間いっぱいまで使って、まだ積み残しの論点があります。以上のような審議状況につきましては、次の統計委員会、12月11日の席で報告をさせていただきたいと思います。

この次、また部会が開催されますけれども、その時には、今度は本日残った事項と、それから諮問事項として残っております前回答申の課題及びオンライン調査の状況について、確認をさせていただきたいと思います。

次回につきましては、事務局から御説明をお願いしたいと思います。その前に、一つお願いですが、今日の審議事項でもし追加でお気づきの点などがありましたら、12月3日、今度の木曜日までに事務局まで電子メールで御連絡をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では、次回につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○最上総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 事務局から失礼いたします。

次回の部会につきましては、2週間後、12月15日（火曜日）の朝10時から、本日と同じここ新宿区若松町の総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することを予定しております。

先ほど部会長からもお願いがありましたとおり、お気づきの点や次回の部会において必要な資料等がありましたら、準備の都合もありますので、大変恐縮ながら、今週の木曜日、12月3日までにメール等適宜の方法により、我々事務局まで御連絡をお願いいたします。

なお、重ねての話で恐縮ではありますが、部会の開始時に申し上げましたとおり、席上配布資料につきましては、会議終了後回収をいたしますので、お席にそのまま置いておいていただくようよろしくお願いいたします。

また、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会におきましても審議資料として利用いたしますので忘れずにお持ちいただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールにて御紹介いたしますので御確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

○川崎部会長 それでは、長時間にわたりまして、準備もいただきました経済産業省皆さん、大変ありがとうございました。また、審議協力者の皆さんもお忙しい中ありがとうございました。

ございました。

それでは、これで本日の部会を終了させていただきます。ありがとうございました。